

## 第10章 良好な自然環境及び生活環境の保全

### 10.1 良好な自然環境及び生活環境の保全

○事業区域及びその周辺地域における良好な自然環境及び生活環境の保全に関する事項は、施行規則別表第1（第4条関係）において、以下の項目に区分して定めている。

- ① 森林法に基づく開発許可（以下「林地開発」）を受けて行う特定事業の森林残置等の措置
- ② 林地開発の許可を受けない区域で行う特定事業の森林等の確保
- ③ 事業区域に生じる法面の緑化等による修景
- ④ 事業区域の境界部分における残置森林等による遮断又は緩衝の措置
- ⑤ 山地に設置する場合は、稜線の景観保全及び主要展望地等からの眺望を妨げない位置等
- ⑥ 湖沼等に近接して設置する場合は、水面の景観等への配慮

#### <条例>

（事業者及び所有者等の責務）

第4条 事業者及び所有者等は、特定事業の実施に当たっては、次項及び第3項に定めるもののほか、関係法令を遵守するとともに、斜面の安全の確保、災害発生の防止並びに良好な自然環境及び生活環境を保全するために必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、特定事業の実施に当たっては、次に掲げる事項について規則で定める基準（以下「技術基準」という。）に従わなければならない。

（1）事業区域及びその周辺区域における斜面の安全の確保その他災害の発生の防止に関する事項

（2）特定工作物の構造の安全性に関する事項

（3）事業区域及びその周辺地域における良好な自然環境及び生活環境の保全に関する事項

（4）特定工作物の維持管理に関する事項

（5）前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要と認められる事項

3 事業者及び所有者等は、計画的な資金の積立てその他の方法により、次に掲げる費用を確保しなければならない。

（1）特定工作物の維持管理に要する費用

（2）特定工作物の撤去、原状回復その他斜面の安全の確保、災害の発生並びに良好な自然環境及び生活環境の保全を図るために講ずる措置並びにこれに伴い発生する建設発生土及び廃棄物の処分に要する費用

#### <規則>

（技術基準）

第4条 条例第4条第2項の技術基準は、別表第1に定めるとおりとする。

別表第1（第4条関係）

1 斜面の安全の確保その他災害の発生の防止に関する事項

（1）特定工作物を設置する斜面の傾斜度は、水平面に対して30度以下とすること。

（2）事業区域内の斜面については、雨水、風化その他の自然現象による浸食又は崩壊を防止するための適切な措置を講ずること。

（3）盛土その他の行為により斜面が生じる地盤については、小段又は排水設備の設置その他適切な措置を講ずること。

（4）事業区域内の全ての地盤には、地表水等を排水施設まで適切に流下できるように勾配を付すること。

（5）事業区域内の地表水等が適切に排水されるよう、知事が別に定める基準を満たす能力及び構造を有する排水設備を設置すること。

（6）事業区域内の地表水等に対応した沈砂池、調整池その他の施設を適切に設置すること

- と。
- (7) 特定工事については、工事中における災害の発生を防止するため、工事を行う場所の気象、地形、地質その他の自然条件、周辺の環境その他の事情を考慮し、適切な工事時期及び工法によること。
- 2 特定工作物の構造の安全性に関する事項
- (1) 工作物の構造は、自重、地震荷重、風圧荷重及び積雪荷重に対して安全であること。
- (2) 工作物に付属する構造物が、沈下、浮き上がり、転倒又は横移動が生じないように地盤に定着させるとともに、腐食、腐朽及び摩耗しにくい材料を使用するなどの措置を講ずること。
- 3 事業区域及びその周辺地域における良好な自然環境及び生活環境の保全に事項
- (1) 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項の規定に基づく開発行為の許可を受けて特定事業を行う土地の区域にあっては、同法及び同法に基づく命令に基づき森林の残置、造成その他必要な措置を講ずること。
- (2) (1)以外の土地の区域にあっては、事業区域内に事業区域の面積の3パーセント以上の面積の森林又は緑地（以下「森林等」という。）を確保すること。
- (3) 事業区域内に法面が生ずる場合にあっては、当該法面に、緑化その他の方法による修景を適切に行うこと。
- (4) 事業区域内の境界部分については、残置森林、植栽、塀、柵その他の工作物の設置により、適切な遮蔽又は緩衝の措置を講ずること。
- (5) 工作物を山地に設置する場合にあっては、稜線の景観を保全するため、独立峰の頂部の付近又は尾根の輪郭線を構成している連続した稜線の付近に設置することをできるだけ避けるとともに、主要な展望地及び公共交通施設並びにそれらの周辺からの眺望を妨げない位置に設置し、かつ、道路、公園その他の公共施設の境界線からできるだけ後退した位置とすること。
- (6) 湖沼、ため池その他水面に近接して設置する場合にあっては、水面の景観及び水中の生態系への配慮を行うこと。
- 4 維持管理に関する事項
- (1) 法令に基づいて、適切に保守点検及び維持管理を行うこと。
- (2) 維持管理及び事業区域の保全に要する費用を確保すること。
- (3) 工作物の撤去に要する費用を確保すること。
- (4) 不要となった工作物を速やかに撤去し、撤去によって生じた廃棄物は廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令に従い、適切に処理を行うこと。
- (5) 事業区域について、整地、緑化、修景その他災害発生の防止並びに良好な自然環境及び生活環境の保全に必要な措置を講ずること。
- 5 県土の秩序ある利用並びに県民の生活の安全及び安心の確保に関する事項  
知事が別に定める基準

10.2 事業区域内の森林の残置等

基 準

- 林地開発を受けて特定事業を行う土地の区域にあつては、当該法令に基づき森林の残置、造成その他必要な措置を行うこと。
- 林地開発許可を受けた土地の区域以外の土地の区域にあつては、事業区域内に3%以上の面積の森林等を確保すること。

解 説

- ◆林地開発の許可が必要な区域（地域森林計画の対象民有林において、土砂又は樹根の採掘、開墾、その他の土地の形質を変更する行為で、1haを超えるもの）と同一又は重複（一部重複も含む）する区域で行う特定事業は、事業区域内の森林残置等の措置について、当該林地開発の技術基準と同じ措置を行うこと
- ◆林地開発の許可不要区域で行う特定事業は、事業区域内の森林又は緑地の確保について、事業区域の面積の3%以上を確保すること。
- ◆森林の確保は林地開発の技術基準、緑地の確保は都市計画法施行令の技術的細目又は鳥取県景観計画に定める「勧告・協議要求基準」による措置を参考に計画すること。

参 考

<森林法（昭和26年法律第249号）（抜粋）>

（開発行為の許可）

第十条の二 地域森林計画の対象となつてゐる民有林（第二十五条又は第二十五条の二の規定により指定された保安林並びに第四十一条の規定により指定された保安施設地区の区域内及び海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除く。）において開発行為（土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為で、森林の土地の自然的条件、その行為の態様等を勘案して政令で定める規模をこえるものをいう。以下同じ。）をしようとする者は、農林水産省令で定める手続に従い、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

- 一 国又は地方公共団体が行なう場合
- 二 火災、風水害その他の非常災害のために必要な応急措置として行なう場合
- 三 森林の土地の保全に著しい支障を及ぼすおそれが少なく、かつ、公益性が高いと認められる事業で農林水産省令で定めるものの施行として行なう場合

2～6 略。

<鳥取県林地開発条例（平成18年3月14日規則第8号）（抜粋）>

用 語	意 義
開発行為	法第10条の2第1項に規定する開発行為（1ヘクタールを超える森林を開発する行為（行為としての一体性を有するものを含む。）に限る。）

	をいう。
開発行為に係る森林	開発許可の対象となる森林であって、開発行為の計画において土石又は樹根の採掘、土地の開墾その他の土地の形質を変更することとされているものをいう。
残置する森林等	開発許可の対象となる森林であって、開発行為の計画において開発行為に係る森林の土地に介在し又は隣接して森林若しくは緑地として残置することとされているもののうち、当該開発行為に係る事業に密接に関連する区域をいう。
開発行為をしようとする森林の区域	開発行為に係る森林の区域及び残置する森林等の区域をいう。

<鳥取県林地開発条例施行規則（平成 18 年 3 月 14 日規則第 8 号）（抜粋）>

用語	意義
残置森林	開発行為をしようとする森林のうち、土石又は樹根の採掘、土地の開墾その他の土地の形質の変更（以下「土地の形質変更」という。）を行わず現状のまま残置する森林をいう。
造成森林	事業区域のうち、土地の形質変更を行った部分に植栽して造成する森林をいう。
残置緑地	事業区域のうち、土地の形質変更を行わず現状のまま残置する緑地をいう。
造成緑地	事業区域のうち、土地の形質変更を行った部分に緑化して造成する緑地をいう。

<都市計画法施行令（昭和 44 年政令第 158 号）（抜粋）>

（開発許可の基準を適用するについて必要な技術的細目）

第二十五条 法第三十三条第二項（法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する技術的細目のうち、法第三十三条第一項第二号（法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。）に関するものは、次に掲げるものとする。

六 開発区域の面積が〇・三ヘクタール以上五ヘクタール未満の開発行為にあつては、開発区域に、面積の合計が開発区域の面積の三パーセント以上の公園、緑地又は広場が設けられていること。ただし、開発区域の周辺に相当規模の公園、緑地又は広場が存する場合、予定建築物等の用途が住宅以外のものであり、かつ、その敷地が一である場合等開発区域の周辺の状況並びに予定建築物等の用途及び敷地の配置を勘案して特に必要がないと認められる場合は、この限りでない。

<鳥取県景観計画（景観計画区域における景観形成基準）抜粋>

対象行為	項目	勧告・協議要求基準 (景観法第 16 条第 3 項の規定による勧告及び同条第 6 項の規定による協議要求の基準)
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替若しくは色彩の変更又は工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替若しくは色彩の変更	緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地面積（建築物の建築面積、工作物の築造面積を除く。）の 3%以上を緑化すること。ただし、敷地面積が 10 平方メートル以下である場合は、この限りでない。</li> <li>・緑化に当たっては、自然植生の活用、季節感の醸成等に配慮するとともに、建築物等が周辺に与える圧迫感を柔らげるよう、その高さを勘案して樹木を選び、植栽位置を考慮すること。</li> </ul>

10.3 事業区域内の法面の緑化等

基 準

○事業区域内に法面が生ずる場合にあつては、当該法面に、緑化その他方法による修景を適切に行うこと。

解 説

- ◆特定事業によって生じる法面については、裸地のままやコンクリートむき出しの状態とせず、特定盛土（盛土・切土）・特定工作物（斜面地の工作物）の事業区分に応じて、適切な法面保護工を選定し、できる限り緩やかな勾配とし、在来種による緑化を施す等により、原地形や既存植生になじませるなどの修景を実施すること。
- ◆法面の維持管理上及び防災上、緑化を施す等の修景が望ましくない場合は、この限りではないが、修景について十分な配慮が必要である。
- ◆法面保護工の選定に当たっては、法面の岩質・土質、土壌硬度、pH等の地質・土質条件、湧水や集水の状況、気温や降水量等の立地条件や植生等の周辺環境について把握し、法面の規模や法面勾配、維持管理の容易性も考慮すること。
- ◆工作物を設置する斜面地は、法面を流下する表面水による法面の侵食や崩壊等が懸念されるため、侵食や崩壊等を防止するための措置として、モルタル吹付工、植生基材マット工、その他の適切な法面保護を行わなければならない。

- 第8章 盛土・切土の技術基準を参照
- 第9章斜面地の工作物を参照
- 鳥取県公共事業景観形成指針／個別事項 4法面

（基本方針）

できる限り緩やかな勾配とし、在来種による緑化を施す等により、原地形や既存植生になじませること。

（具体的方向）

① 原地形との調和

- ・ 法面は、できる限り統一した植生工による表面処理と原地形への取付けの工夫により、違和感のないものとする。
- ・ 法尻、法肩部に季節感を考慮した低木や花木などの植栽を行うこと。
- ・ 法面は緑化可能な勾配とし、必要最小限の規模となるように計画すること。

② 緑化の方法

- ・ 表土の復元などにより、法面に既存植生を回復させること。
- ・ 植生タイプを統一することにより、周辺植生と調和させること。
- ・ 視覚的な連続性を高めるため、周辺とのコントラストを考慮した植栽構成とすること。
- ・ 既存樹木をできる限り多く残すことにより既存植生と調和させること。

10.4 事業区域内の境界部分の遮蔽等

基 準

○事業区域内の境界部分には、残置森林、植栽、塀又は柵その他の工作物の設置により、適切な遮蔽又は緩衝の措置を行うこと。

解 説

- ◆「遮蔽又は緩衝の措置」とは、残置森林、植栽、塀又は柵の設置等により、展望地等からできるかぎり見えないような措置を行うことをいう。
- ◆植栽については、地域の気候、風土、土壌などの事前条件に適合し、事業区域及びその周辺で生育している樹種にするなど、周辺の植生に配慮するとともに、生態系に及ぼす影響から外来種による植栽を避けるとともに、剪定等を行うなど適切な維持管理に努めることとしている。
- ◆植栽を施した場合であっても、事業区域に関係者以外の立入を防止するため、塀又は柵による囲うことが望ましい。また事業区域周辺が連続性のある景観を形成している地域では、設置する塀又は柵について、その連続性の維持に努めることとしている。

<鳥取県景観計画（景観計画区域における景観形成基準）>

対象行為	項 目	勧告・協議要求基準 (景観法第 16 条第 3 項の規定による勧告及び同条第 6 項の規定による協議要求の基準)								
土石の採取又は鉱物の掘採	方 法	展望地等から採取又は掘採の場所ができる限り見えない方法で行うこと。								
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆(たい)積	方 法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・展望地等から堆(たい)積されている物件が見えないよう遮へいすること。</li> <li>・遮へいは、植栽その他周辺と調和する方法により行うこと。</li> <li>・塀、さく等（高さ 3 m 以下のもの）により遮へいを行う場合、そのベースカラーは次のとおりとすること。</li> </ul> <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">有彩色の色相</th> <th style="width: 40%;">彩 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.1R~10R</td> <td>4 以下</td> </tr> <tr> <td>0.1YR~5Y</td> <td>6 以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外の色相</td> <td>2 以下</td> </tr> </tbody> </table>	有彩色の色相	彩 度	0.1R~10R	4 以下	0.1YR~5Y	6 以下	上記以外の色相	2 以下
有彩色の色相	彩 度									
0.1R~10R	4 以下									
0.1YR~5Y	6 以下									
上記以外の色相	2 以下									

10.5 稜線の景観の保全

基 準

---

○山地に設置する場合にあつては、稜線の景観を保全するため、独立峰の頂部の付近又は尾根の輪郭線を構成している連続した稜線の付近に設置することをできるだけ避けるとともに、主要な展望地及び公共交通施設並びに周辺からの眺望を妨げない位置に設置し、かつ、道路、公園その他の公共施設の境界線からできるだけ後退した位置とすること。

解 説

---

- ◆山地に工作物等を設置する場合に稜線の景観について保全を求めている。
  - ◆「独立峰の頂部」とは、周辺の地形から垂直方向に突出した山の最も視覚的に目立つ頂上部分を指す。
  - ◆「連続した稜線」とは、稜線が全く途切れることなく一つの山系の輪郭を構成していることのみならず、複数の稜線が視覚的に連続した形となっている場合も含む。
  - ◆「主要な展望地」とは、景観形成上重要な山地、海岸、歴史的な遺産等に対する展望地をいい、フオトスポットなど眺望が景観観光資源として広く認識されている展望地も含む。
  - ◆「眺望を妨げない位置」とは、主要な展望地から視認される可能性について、国土地理院の数値地図とGISソフトを活用して、特定の方向を見た際の地形CG等を四季ごとに作成して確認できるようにするが望ましい。
  - ◆主要な展望地からの眺望は、地域の景観を構成する要素として重要であり、周辺のみならず遠方からについても検討を行う。
- 
- 国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン（環境省）
  - 鳥取県景観計画（景観計画区域における景観形成基準）



10.6 水面の景観及び水中の生態系への配慮

基 準

---

○湖沼、ため池その他水面に近接して設置する場合にあっては、水面の景観及び水中の生態系への配慮を行うこと。

解 説

---

- ◆水面に映し出される景観への配慮を求めている。
- ◆「湖沼、ため池等」とは、特定事業に伴い設置する調整池は含まないが、既に設置された調整池であって水面の景観が観光資源等として活用される場合を含み、海水面は対象外とする。
- ◆「生態系への配慮」とは、水生生態系の保全をいい、湖沼、ため池等の水質汚染等を避ける配慮が必要としている。